

春は就職や進学などで若い世代が新たな生活を始める時期です。新生活のスタートがスムーズに切れるよう、初めての一人暮らしで気をつけたい消費者トラブルと、その解決法を三つ紹介します。

一つ目は、アパートなどの賃貸借トラブルです。新たに入居する際は、事前に契約書類に目を通し、記載内容を理解することが大切です。経年劣化や通常の使用による損耗などは基本的に貸主が修繕費用を負担することになっています。

ただ、退去時に思わぬ高額な請求を受けないように、入居中は日頃からきれいに使用することを心がけましょう。退去時は精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主に説明を求めることを忘れないでください。

二つ目は、引っ越しの際の不用品回収です。消費生活センターには「インターネットで見つけた事業者に依頼したところ、事前の説明とは異なる高額な請求を受けた」などの相談が寄せられてます。

「定額パック××円」「トラック詰め放題△△円～」といった安価な料金を売りにする広告がありますが、人件費や廃棄費用など様々な名目で料金が加算され、高額な請求となるケースもあります。不用品を処分する場合、複数の事業者から見積もりを取り、支払総額を確認した上で、お住まいの自治体が定めるルールに従ってください。

三つ目は、新生活を狙った悪質な訪問販売です。新居に引っ越した直後は、荷ほどきや行政手続きなどで慌ただしくなります。新しい生活に不慣れな時期でもあるため、冷静な判断ができなくなりがちです。

突然、知らない事業者がやって来て「管理会社から紹介された」などと勧誘されても、安易に信じ込まず、すぐに契約しないようにしましょう。事業者の説明に少しでも疑問を感じたら、管理会社などに確認してください。

勧誘の手口によっては、クーリング・オフが可能な場合があります。不安を感じたり、トラブルにあたりしたときはすぐに消費生活相談窓口にご相談しましょう。